

事業者のみなさまへ （「福井県建設工事等発注事務に関するコンプライアンス要綱」の概要等）

- ◆令和7年度に発生した官製談合事件については、県民から厳しい目が注がれており、公共工事等の公正性や透明性の確保が求められています。
- ◆国・地方公共団体等の職員が談合に関与することを防止する目的で制定された官製談合防止法（平成15年1月6日から施行）に基づいて、発注担当職員への「不当な働きかけ」は禁止されています。
- ◆本県としては、令和8年1月1日付けで「福井県建設工事等発注事務に関するコンプライアンス要綱」を制定しています。

1. 建設工事等発注事務に関するコンプライアンス要綱について

この要綱は、県における建設工事等の発注事務に関し、事業者等から職員に対する不当な働きかけがあった場合の対応に必要な事項および職員の綱紀保持に必要な事項を定め、情報の共有化等により組織としての適切な対応を徹底するとともに、発注事務の公正性および透明性の一層の向上を図ることを目的としています。

○事業者等による不当な働きかけへの対応について [要綱第7条関係]

職員は、不当な働きかけ等に該当すると思料される要求を行う事業者等に対し、要求が不当な働きかけ等に該当すると判断された場合は、記録票を作成します。

また、記録票が福井県情報公開条例の規定に基づく内容等の公表の対象となること、および事業者等が入札参加資格業者である場合には、指名停止措置の可否を判断することとなることを説明します。

△職員が記録票を作成した場合は、土木管理課が当該入札参加資格業者に対し、事実関係を調査します。

○指名停止措置について [要綱第7条関係]

建設工事等の個別の契約に係る発注事務[※]に関し、不当な働きかけ等を行った入札参加資格業者は「不正または不誠実な行為」に該当し、「1ヶ月以上9ヶ月以内」の指名停止となります。

※ 建設工事等の個別の契約に係る発注事務とは、資格審査、仕様書および設計書の作成、予定価格の作成、入札および契約方法の選択、契約の相手方の決定、契約の締結、監督、検査および支払いならびに契約履行状況の確認および評価等、発注全般に係る事務をいいます。

○執務室への自由な出入りの制限について [要綱第10条関係]

発注事務を行う執務室について、原則として事業者等の自由な出入りを制限するとともに、掲示等によりその旨を周知しています。

・本庁では、執務室の出入口付近まで来ていただき、職員が打ち合わせスペース等へご案内します。出先機関では、玄関等に設置している内線電話機を利用し、担当職員あてに電話をかけてください。その後、執務室前もしくは執務室内の受付カウンターまで来ていただき、職員が打ち合わせスペース等までご案内します。

・儀礼的な挨拶でも執務室への出入りを制限されます。また、営業を目的とした名刺は、玄関等の名刺入れに入れてください。

・無断で立ち入る事業者等に対しては、職員が注意を行います。繰り返し行う事業者等に対しては、所属長等が厳重注意を行います。

○不当な働きかけ等の具体例について [要綱第2条関係]

下記の表に記載している内容は、あくまでも例示であり、全てを網羅しているものではないことをご理解ください。また、記載内容以外の行為につきましても、県民や職員に疑惑や不信を持たれる行為はお控えください。

不当な働きかけ等に<u>該当する行為</u> ・事業者等の競争入札への参加または不参加に関する要求行為 【例】特定の事業者等が入札に<u>参加できるように（または参加できないように）、分割発注や発注基準を引き下げる（または引き上げる）</u>等、参加資格要件に便宜を図ることを要求する行為 →「<u>今後発注予定の〇〇工事の発注を、弊社の技術者が配置できる△月まで待ってほしい。</u>」 →「<u>今後発注予定の〇〇工事の発注は、弊社が有利な実績評価型としてほしい。</u>」 ・事業者等の受注または非受注に関する要求行為 【例】特定の事業者等と<u>契約するよう（または契約しないよう）強要</u>する行為 →「<u>今後発注予定の〇〇業務委託の指名から□□コンサルタント（株）を外してほしい。</u>」 ・非公開または公開前における、予定価格、低入札価格調査制度の調査基準価格、失格基準価格、最低制限価格または総合評価における評価点（これらを推測できる金額、数値等を含む。）に関する情報漏洩要求行為 【例】公開前の予定価格等や<u>推測できる金額</u>等をほのめかすことを要求する行為 →「<u>〇〇工事の最低制限価格は、△%を乗じた額でよいか教えてほしい。</u>」 ・入札参加者や見積徴収者についての公表前における情報漏洩要求行為 【例】<u>入札参加者名や入札参加者数</u>、特定の事業者等の<u>参加の有無、特定JVの組み合わせ</u>等を教えるよう要求する行為 →「<u>〇〇工事の入札参加者（指名業者）数と他に誰が参加（指名）しているのか教えてほしい。</u>」 ・前各号に掲げるもののほか、事業者等への便宜、利益もしくは不利益の誘導または談合につながるおそれのある要求行為 【例】事業者等が入札参加者として、作成、提出すべき<u>技術資料の助言、指導</u>等の有利かつ便宜な取り計らいを要求する行為 →「<u>〇〇工事の技術提案について、△△工法についても加点対象と認めてほしい。</u>」 【例】秘密とされている情報や資料を特定の事業者等に対して<u>漏洩</u>するよう要求する行為や、<u>下請業者の選定</u>等に関して、元請業者に対する働きかけを要求する行為。また、<u>検査、工事成績</u>等において便宜を図ることを要求する行為 →「<u>□□建設（株）の技術提案の内容を教えてほしい。</u>」 →「<u>〇〇工事を受注した□□建設（株）に対して、弊社と下請契約を取り交わすよう伝えてほしい。</u>」 →「<u>〇〇工事の工事成績について、知事表彰を狙っているので△点以上の点数をつけてほしい。</u>」
不当な働きかけ等に<u>該当しない行為</u> ・入札公告等に基づく設計図書に関する質問 →「<u>設計書の内訳表で、〇〇材料費が計上されていないが、積算しなくてよいか教えてほしい。</u>」 ・業界団体等各種団体の意思決定に基づき作成された発注事務全般に関する意見、要望書等 【例】不当な働きかけは個別の契約に係る発注業務に関するものが対象であり、<u>入札契約制度そのものに関する要求行為</u>は要望として捉え、不当な働きかけ等に該当しない。 →「<u>入札制度を見直して、より競争性の高める仕組みにしてほしい。</u>」 ・公表もしくは公開された資料の請求または事実の照会もしくは確認 【例】福井県入札情報サービスシステム（PPI）で、<u>公開された資料の請求</u>、また、<u>単に事実や手続きの確認であることが明らかなもの</u>は、不当な働きかけ等に該当しない。 →「<u>入札結果で公開されている〇〇工事の設計書は、情報公開請求をすればもらえるのか。</u>」 →「<u>〇〇工事の提出物は、内訳書と様式△号でよろしいか。</u>」

<入札事務の対応早見表>

・一般競争入札、指名競争入札の場合

	発注見通し 公表前 ～	発注見通し 公表 ～ 入札公告前 (※1)	入札公告 (※1) ～ 開札・落札 決定前	開札・落札 決定 ～ 契約前	契約 ～ 結果公表前 (※2)	結果公表後
発注時期	×	○	○	○	○	○
入札日	×	×	○	○	○	○
工事等の内容	×	×	○	○	○	○
工事等の工法	×	×	○	○	○	○
入札参加資格	×	×	○	○	○	○
入札参加者(※1)	×	×	×	○	○	○
入札参加者数(※1)	×	×	×	○	○	○
監督職員の指定	×	×	×	○	○	○
総合評価の評価点	×	×	×	×	×	○
設計金額	×	×	○	○	○	○
予定価格	×	×	×	×	×	○
最低制限価格	×	×	×	×	×	○
調査基準価格	×	×	×	×	×	○
失格基準価格	×	×	×	×	×	○

・随意契約の場合

	見積依頼前 ～	見積依頼 ～ 見積書提出 前	見積書提出 ～ 開札・落札 決定前	開札・落札 決定 ～ 契約前	契約 ～ 結果公表前 (※2)	結果公表後
発注時期	×	○	○	○	○	○
見積書提出日	×	○	○	○	○	○
工事等の内容	×	×	○	○	○	○
工事等の工法	×	×	○	○	○	○
見積徴収業者	×	×	×	○	○	○
見積徴収業者数	×	×	×	○	○	○
監督職員の指定	×	×	×	○	○	○
設計金額	×	×	○	○	○	○
予定価格	×	×	×	×	×	○

○：問合せでもよい

×：問合せはいけない

(※1) 指名競争入札の場合は、「入札公告」を「指名通知」および「入札参加者」を「指名業者」と読み替える。

(※2) 応札者および指名業者（見積徴収業者）以外からの問合せについては、その内容によっては不当な働きかけ等に該当する恐れがありますので、結果公表後に福井県入札情報サービスシステム（PPI）でご確認ください。

△関係法令に違反した際の罰則内容

規制違反の内容	罰則等
事業者が私的独占または、不当な取引制限をした場合 (独占禁止法による罰則)	5年以下の懲役または500万円以下の罰金 【独占禁止法第3条】
公正な価格を害し、または不正な利益を得る目的で談合した場合 (公契約関係競争等妨害罪)	3年以下の懲役または250万円以下の罰金 【刑法第96条の6第1項】
自分の利益になるよう等、不正な目的で金品を贈った場合 (贈賄罪)	3年以下の懲役または250万円以下の罰金 【刑法第198条】

※引用：改訂3版 官製談合等防止の手引〔発行：(公財)建設業適正取引推進機構〕

○事業者と官製談合防止法について【官製談合防止法第8条、刑法第65条第1項】

官製談合防止法は、一見すると公務員のみに適用され「事業者」には関係ない法律のように思われるかもしれませんが、しかしながら、刑法第65条第1項に「身分犯の共犯」についての定めがあり、これによって「事業者」の社員が官製談合防止法第8条に違反した「職員」の共犯として罰則が科せられます。

■官製談合防止法 第8条（職員による入札等の妨害）

職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する

■刑法 第65条第1項（身分犯の共犯）

犯人の身分によって構成すべき犯罪行為に加功したときは、身分のない者であっても、共犯とする。

2. 建設工事等発注事務に関するコンプライアンス要綱に関するQ & A

Q 1. 建設工事等発注事務に関するコンプライアンス要綱の適用範囲はどこまでか。

A. 知事部局、教育委員会および警察本部において適用する。なお、教育委員会とは、教育庁および教育機関をいう。警察本部とは、福井県財務規則第2条に定義される警察本部各所属および各警察署をいう。

Q 2. 「事業者等」の定義に、その他建設工事等の発注に何らかの利害を有する者とあるが、どのような者を指しているのか。

A. 入札参加資格業者の役員等の親族や秘書のほか、入札参加資格業者と資本的関係または人的関係にある者や国会議員等、幅広く指しています。

Q 3. 入札参加資格業者等の不当な働きかけ等に対し、職員が記録票を作成し、土木管理課長に報告（提出）した場合は、すべて指名停止措置をとるのか。

A. 記録票の内容および当該事業者等に事情聴取した上で、指名停止措置の可否を判断します。

Q 4. 周囲から状況確認が可能な打ち合わせスペースとあるが、具体的にはどのような場所のことか。

A. 執務室やロビーにテーブルと椅子を設置し、職員のPCや資料が事業者等の目に触れることのないように適切な措置がされているスペースのことをいいます。

Q 5. 現場での打ち合わせは、どう対応すればよいのか。

A. 職員が、他の職員とすぐに連絡がとれる環境で行ってください。ただし、衛星電波等がなく連絡がとれない場合は、職員が打合せ簿等に不当な働きかけの有無を記録します。

Q 6. 指名停止措置を検討する場合に、職員と事業者等で認識の相違があった場合はどう処理されるのか。

A. 認識の相違があった場合は、業務の適正な遂行およびトラブル防止を目的として、当該事業者等と打ち合わせ等をする際に、IC レコーダー等で録音する場合があります。